本号で公布された法令のあらまし

◇**外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律の施行期日を定める政令**（政令第二号）（法務省）

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成二一年法律第二四号）の施行期日は、平成二二年四月一日とすることとした。

◇**信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三号）（法務省）

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一八年法律第一〇九号）附則第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二二年七月一日とすることとした。

◇**信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第四号）（法務省）

1　信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一八年法律第一〇九号）の一部の施行により受益証券発行信託の受益権の振替制度が導入されることに伴い、振替受益権の併合により端数が生ずる場合の措置について定める等、社債、株式等の振替に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備を行うこととした。

2　この政令は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二二年七月一日）から施行することとした。

政　令

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年一月二十二日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二号

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成二十一年法律第二十四号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律の施行期日は、平成二十二年四月一日とする。

法務大臣　千葉　景子

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年一月二十二日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第三号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）附則第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十二年七月一日とする。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法務大臣　千葉　景子

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年一月二十二日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第四号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）第六十一条の規定の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部改正）

第一条　社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　地方債等の振替（第十六条―第二十七条）」を「第五章　地方債等の振替（第十六条―第二十七条）　第五章の二　受益証券発行信託の受益権の振替（第二十七条の二―第二十七条の十二）」に改める。

第十三条第三項後段を次のように改める。

この場合においては、受託者変更記載等申請は、増額記載等申請と同時にしなければならない。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　受益証券発行信託の受益権の振替

（振替口座簿の記載又は記録事項）

第二十七条の二　法第百二十七条の四第三項第七号に規定する政令で定める事項は、振替受益権（法第百二十七条の二第一項に規定する振替受益権をいう。以下同じ。）についての処分の制限に関する事項とする。

（振替受益権の併合により端数が生ずる場合の措置及び指示）

第二十七条の三　法第百二十七条の十一第五項に規定する政令で定める記載又は記録は、次の各号に掲げる保有欄等（法第百二十七条の十第三項に規定する保有欄等をいう。以下この章において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める記載又は記録とする。

一　法第百二十七条の十一第五項の加入者の口座の保有欄（法第百二十七条の五第二項第一号イに規定する保有欄をいう。以下この章において同じ。）　当該保有欄に記載又は記録がされている法第百二十七条の十一第一項第一号の振替受益権の数に減少比率（同項第二号に規定する減少比率をいう。次号において同じ。）を乗じた数（その数に一に満たない端数（第四号において「保有欄端数」という。）があるときは、これを切り上げるものとする。）についての減少の記載又は記録

二　法第百二十七条の十一第五項の加入者の口座の質権欄（法第百二十七条の五第二項第一号ロに規定する質権欄をいう。以下この章において同じ。）　当該質権欄に記載又は記録がされている法第百二十七条の十一第一項第一号の振替受益権の数に減少比率を乗じた数（その数に一に満たない端数（第四号において「質権欄端数」という。）があるときは、これを切り上げるものとする。）についての減少の記載又は記録

三　前二号に規定する加入者の上位機関の口座のうち顧客口座　振替受益権の数についての前二号に定める記載又は記録がされた数の減少の記載又は記録

四　法第百二十七条の十一第一項第一号の振替受益権の受益者である加入者の直近上位機関（二以上あるときは、そのうちの振替機関が定めるもの）の備える振替口座簿中の当該受益者の口座の保有欄　当該受益者の有する振替受益権について、一から保有欄端数を控除した数と一から質権欄端数を控除した数を合計した数（その数に一に満たない端数（第六号において「発行者分端数」という。）があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録

五　前号の口座を開設した振替機関等及びその上位機関の口座のうち顧客口座　同号に定める記載又は記録がされた数についての増加の記載又は記録